

人権口コミ講座VI

もくじ

人権口コミ講座VI もくじ

vol. 1	エイズ(AIDS)は今	坂元 茂樹
vol. 2	女性犯罪被害者の人権	井上 麻耶子
vol. 3	同和問題に関する意識の問題	秋定 嘉和
vol. 4	子どもの力を發揮させるもの	7
vol. 5	ユーバーサルデザイン	9
vol. 6	出生率と私たちの暮らし	福田 雅子
vol. 7	外国人の犯罪が多いのでしょうか	仲尾 宏
vol. 8	インターネットと「ネット差別」	宮本 正明
vol. 9	性同一性障害者と人権	薬師寺 公夫
vol. 10	人権教育のための国連二〇年	19

エイズ(AIDS)は今

vol.
1

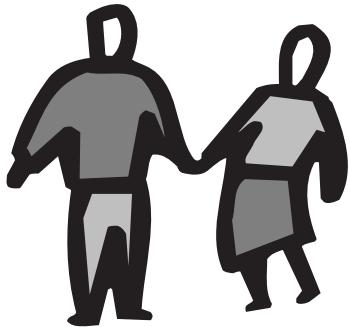
(財)世界人権問題研究センター研究第一部長・神戸大学大学院法学研究科教授 坂元 茂樹)

エイズ(後天性免疫不全症候群)とは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した方が、免疫機能が低下し、厚生労働省が定めた二三の合併症(日和見感染症)のいずれかを発症した場合をいいます。ある調査によると、一九八一年に最初の発症例が確認されてから、二〇〇三年末現在で、世界中のHIV感染者／AIDS患者の総数は、三・四〇〇万人から四・六〇〇万人いるといわれています。二〇〇三年、アジア・太平洋地域でも、一〇〇万人以上の人人が新たにHIVに感染し、エイズによる死者は五〇万人と推定されています。

日本も例外ではありません。二〇〇〇年に年間四六一人に

すぎなかつたHIV感染者は二〇〇三年には六四〇人に増え、エイズの発症者も二〇〇〇年に年間三一九人でしたが、二〇〇三年には三三六人に増加しています(外国籍を含む)。とりわけ二〇代のHIV感染者が増えています。感染地域は外国ではなく、七〇%以上の人人が国内で感染しています。日本は、HIV感染の予防に成功していない数少ない先進国です。

HIV感染は、血液感染、母子感染でも生じますが、多くは性的接触(同性間のみならず、異性間)によっても生じています。もはや、エイズは特定の人の病気ではなく、誰にでも起こりうる病気なのです。



エイズを閉じ込めるためには、特に予防が重要です。エイズは予防できる病気です。考慮するのは、日本では、HIVやエイズ以外の性感染症(STD)が増加していることです。STDはHIV感染を助長する役割を果たすといわれています。安易な性行動は慎む必要があります。

しかし、同時に忘れてはならないことがあります。人は誰でも病気にかかります。HIV感染者も同じです。病気で苦しんでいる人に差別や偏見を持つてはいけません。われわれは、こうした病気に苦しんでいる人々に無関心な態度を示すのではなく、ケアと励ましを与える社会を作る必要があります。

女性犯罪被害者の人権

vol.
2

(財)世界人権問題研究センター客員研究员・ヴィメンズカウンセリング京都代表 井上 摩耶子)

強姦・セクハラといった性暴力、DV(ダメスティックバイ

四年)が施行されました。

オレンス)、児童期の性的虐待といった行為が、「男性から女性への暴力であり、女性の人权を侵害する犯罪である」という社会的認識は、まだそれほど確立しているとはいえない。

一九九五年に北京で開催された第四回世界女性会議以降、やつと日本政府も「女性への暴力」の防止に取り組みはじめ、改正男女雇用機会均等法におけるセクハラ防止規定(一九九七年)、男女共同参画基本法(一九九九年)、ストーカー規制法(二〇〇〇年)、DV防止法(二〇〇一年)、改正DV防止法(二〇〇

裁判長をはじめとする司法関係者に被害者の現実や苦悩が十分に理解されているとは思えません。被害者救済を目的としているはずの警察官や検察官や裁判官などによって、「あなたにも悪いところがあるから、暴力をふるわれるのでしょうか」といふなどと言われ、女性被害者の心の傷はいっそう深くなるのです。



これら心ない言葉の暴力は一次加害と呼ばれていますが、被害者の身近な家族や友だちが二次加害者となってしまい、被害者を孤立無援状態に追い詰めてしまこともあります。みなさんも、性暴力、DV、性的虐待は自分に関わりのない他人事と思つていませんか。その無関心こそが二次加害を生み出し、被害者をさらに苦しめ、最終的に「女性への人权侵害」を見過ごし、加害者に甘く被害者に過酷な社会を存続させてしまっています。これらの犯罪を根絶するためには、加害、被害を自分自身に引きつけて考えることと、ジェンダーの視点に基づく「女性への人权侵害」に対する私たち全員の意識覚醒が必要でしょう。

同和問題に関する意識の問題

vol.
3

(財)世界人権問題研究センター 研究第一部長・池坊短期大学 名誉教授 秋定 嘉和)

「同和対策事業特別措置法」などの三つの法律によって一九六九年から続けられてきた特別対策は、二〇〇一年三月をもつて終了しました。

しかし、特別対策の終了は差別の終息ではありません。部落差別は、依然として私たちの意識や行動のなかに根強く残っています。

数年前になりますが、ある結婚式の祝宴で小学校の元校長が、同和地区の出身である人を差別する発言をし、周辺の人々に衝撃を与えました。

最近も、子どもの結婚に際して相手方の家系を調べ、どのようにして手に入れたのか石籍謄本を示して反対する、という事件が生じています。

同和問題に関する意識について、京都府が二〇〇一年に行なった調査の結果から見てみると、日常生活の中で同和地区出身の人を意識することがあると答えた人が三六・八%存在し、その八割以上が意識する場面として結婚をあげています(複数回答)。また、同和地区出身の人と自分の子どもとの結婚を仮定した場合に、相手の出身を問題にしないとした人が約四割

に止まっていることからも、同和問題に関する意識の問題が、結婚という場面を中心にいまだに根強く残っていることをうかがわせます。

同和地区出身の人に対する差別は、公衆の面前で行われるものであったり、またそのことについて公的機関等に相談に訪れたりすることは希で、表に出てくる事例は氷山の一角です。

一九九五年から取り組んできた「人権教育のための国連一〇〇年」は、今年(二〇〇四年)で終了することになっていますが、こうした状況を考えると、すべての人の人権を大切にするための教育啓発は今後とも積極的に進めることが必要です。そして、その中に同和問題をしっかりと位置付けて取り組むことが重要であることを忘れてはなりません。



子どもの力を發揮させるもの

vol.
4

(小児科医 有井 悅子)

地球上の子どもだけでなく、まわりの大人の権利も、ひとりひとりを照らし輝やかせる太陽のような国際法を御存知でしょうか。今年(二〇〇四年)はその「子どもの権利条約」を日本が批准・発効して十周年の記念の年です。それより五年前の一九八九年、国連で「条約」が満場一致で採択された年に幸運にも知ったことで、私の日々の診療や子どもとの暮らしも大きく佳い展開をしました。

かつては、病気で受診したのは子どもなのに、小さくてわからないと思いこみ、家族に経過や病状を尋ね、診断や見通しを説明していました。「条約」に出会ってからは、子ども自身にも話を聞き、わかりやすい例えなどを使って説明するよ

うにしています。すると、三、四才の子どもでも驚くほど理解してくれました。そして、水分摂取、食事療法、休養など手当の仕方を知つて、懸命に実践すると、回復がぐんと早まるので、子どもは自分を守る自信をつけました。

不登校などの様々なことの困難の相談でも、「条約」に基づき、本当の気持ちを表せるよう第十二条の意見表明権を、又、心からゆづくりできるよう第三十三条の休息の権利を尊重して親や先生と環境を整えました。すると多くの子ども達が、この困難をチャンスにして自分の道を確かに歩いていく姿を示しました。

「子どもの代弁」は大切ですが、代弁しなくとも、子どもは

尊重され、場が与えられると、思いや意見を聽かせてくれます。

ただ、物言えぬ乳児などの場合は、大人が連携して佳い代弁をする必要があります。母親とも父親ともゆづくり暮らせる育児休業制度の活用や、病気の時に親の手で看病してもらえる看護休暇制度の拡充は、子どもの育ちに大切なだけでなく親も強く望んでいます。

医療に限らず暮らしのどの場面でも「条約」を道しるべに、子どもの最善の利益を目指すと、子どもの持つ力が大きく發揮されるだけなく、大人も暮らしやすくなります。一人でも多くの方に、この「条約」のことを知つていただけますようにと希望しています。



ユニバーサルデザイン

vol.
5

(財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学教授 安藤 仁介

ユニバーサルデザインという英語を日本語に訳すと、「万

人向き企画」または「だれでも利用しやすい様式」になるでし

ょうか。この言葉は、少し前までよく使われたパリアフリー

に替わるものとして、使われるようになったのです。パリ

アフリーは、例えば、足に障害のある人が自分の力で歩きた
い所へ行けるように道路や建物の設計を工夫することを意
味しました。ところが、そうした設計は、足に障害のない人に
とつて、必ずしも歩きやすいとは限りません。そこで、足に障
害のあるなしに問わらず、「だれでも利用しやすい」道路や建
物の設計を工夫することをめざすものとして、ユニバーサル

能するためには、道路や建物が個別バラバラに計画されるの
ではなく、少なくとも地域全体としてまとまつた取り組みを
する必要があるということです。例えば、ある地域の建物が
ユニバーサルデザインを生かして設計されたとしても、近隣
の鉄道駅やバス停留所からその建物への道路が同様にユニ
バーサルデザインを生かしたものでなければ、足に障害のあ



る人が建物へたどり着けない可能性が残ります。だとすれば、
せっかくの設計の利点が生かされません。つまり、地域全体
がユニバーサルデザインの考え方で総合的に企画・設計され
ることが肝要です。

このことは、実はユニバーサルデザインだけでなく、人権
問題一般についても当てはまります。例えば高齢者の人権問
題を解決するためには、介護施設だけでなく介護士の充実、
成年後見の徹底、さらには年金制度の改革など、日本の人口
高齢化と少子化を視野に入れた全体的な取り組みが欠かせ
ません。はやりの言葉を使えば、人権問題への取り組みには
ハードの側面だけでなくソフトの側面を考慮に入れるこ
とが重要なのです。

出生率と私たちの暮らし

(財)世界人権問題研究センター 研究第四部長・ジャーナリスト 福田 雅子)

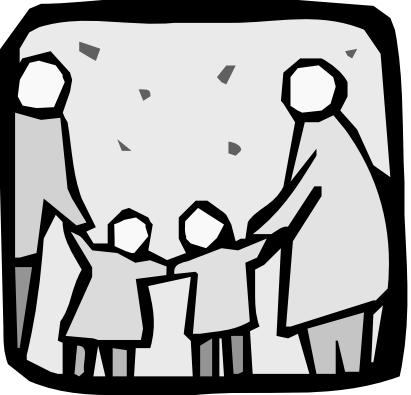
二〇〇三年の合計特殊出生率(女性が生涯に産む子どもの数)は一・一九、過去最低に落ち込んだことが厚生労働省のまとめで明らかになり、波紋をよんでいます。

二十歳代後半の第一子出生率の低下があることも見逃がせません。

また国立社会保障・人権問題研究所の「二〇〇二年出生動向基本調査」によると、結婚十年から十四年の専業主婦の「平均出生子ども数」が二・一であるのに対し、共働きの場合には二・九。このことはこれまで女性の社会進出という観点

からとらえられるがちであった少子化の原因を、より広く子育て支援のありかたから見つめ直す必要があることを問い合わせています。

一・二九〉日本の背景



児休業を取得済み・予定”。一方、父親の労働時間が週六〇時間以上になると、育児参加（おむつとの取り換え・入浴など）が少なくなっているなど、子育ての負担が母親の方により大きくなっている実態も見えてきます。さらに、共働きの場合、保育所での保育に子育てを支えられていること、また、「子育てにお金がかかる」という悩みも、ふたりの収入によって緩和されていると考えられます。今後、多様なライフスタイルに対応した支援の充実・仕事と育児・介護の両立などの環境整備などあらたな視点での取り組みが必要です。

— 11 —

外国人の犯罪は多いのでしょうか

vol.
7

(財)世界人権問題研究センター 研究第三部長・京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

近ごろテレビや新聞報道で外国人のかかわった犯罪がときどきとりあげられています。また事件の報道でも犯人は外国人らしいとみられる」という方がよくあります。

果して外国人の犯罪は増えたのでしょうか。発生件数において、日本人の犯罪どれくらいの違いがあるのでしょうか。警察庁、法務省の※データによると、次のとおりです。まず刑法犯全体についてみると一九九三年の来日外国人（駐留米軍関係者、特別永住などの定着居住者などを含むた人の検挙人員は七、二七六人でした。二〇〇二年のその数は七、六九一人で、その増加率は約六%です。これに対して日本人を含む刑法犯検挙人員は二九万七千人から三四万七千人に増え、

その増加率は約一六%に達しています。
また殺人、強盗、放火、レイプなどの「凶悪犯」の検挙人員は三五三人に増加し、その伸び率は約四三%です。同じく「凶悪犯」の日本人を含む検挙人員は五一九〇人から七、七二六人に増え、その増加率は約四八%となっています。

このようにみると刑法犯や凶悪犯の増加は外国人に限ったことではなく、日本社会全体の問題だ、ということがわかります。まして一九九〇年から二〇〇三年の二三年間に、外国人登録者数が二倍近く増加していることを考えると、相対的には外国人が増えたから、犯罪が増えたとは言えません。



確かに外国人が関わる重大な犯罪事件も生じています。けれどもそれらのひとつひとつから類推して「外国人は危険だ。何をするかわからない。」といった結論を出してしまってことはまちがつていることがいまのべた統計から明らかでしょう。これから世界と日本はさまざまな民族、さまざまな文化を持った人たちが共生していくなくてはならないのです。そのためには日本社会が日本人であると外国人であるとを問わず、安全で、犯罪が少なく、一人ひとりの人権が守られる社会をめざすことが大切でしょう。

※「犯罪白書(平成一四年版)」「警察白書(平成一五年版)」
「統計からみる来日外国人犯罪の特徴(平成一三年以降 ウエブ版)」

インターネットと「ネット差別」

vol.
8

(財)世界人権問題研究センター 専任研究員 宮本 正明)

多彩な情報が刻々と行き交うインターネットの世界は魅力的で、豊かな可能性にあふれています。パソコン機器があり、それを使いこなせれば、誰もがつくり手となつて情報を発信することができます。これは、編集サイドで書き手や発言者を選ぶ従来のマスメディアと大きく異なる点です。インターネットの登場によって自分の意見を公表できる機会は飛躍的に拡大しました。

ところが、新たな問題が出てきました。ネット上の掲示板やホームページを利用して、特定の個人・集団を差別したり中傷したりすることばや情報を書き連ねる「ネット差別」の

良くも悪くも、ネット上では名前をはじめ自分の素性を伏せて発言することが可能です。こうした「匿名性」がネット差別を増幅させている面があります。表に出せないまま沈没していった感情が、むきだしの形で堂々と叫きつけられているようになります。「表現の自由」や「通信の秘密」は最大限尊重されるべきにせよ、少なくとも匿名性とは、現実に差別被害を



及ぼしかねない、無責任な言いつばなしを保障するためのものではないはずです。ネット差別に対して、匿名性の一部制限を含め、法制度の整備を求める議論も提起されています。インターネットの持味を充分に生かすうえで第一に問われるのは、利用者一人ひとりの心がけ・人権意識です。ドロドロした「ホンネ」から完全に自由であるという人はまずいないでしょう。とはいって、自分の身は「安全圏」に置きながら、意図的であれ無自覚のままであれ、心ない差別や中傷で他人を深く傷つけたり実害を与えることは許されるものではありません。ネットを通じて差別・中傷のほこ先が向けられる可能性は誰にでもあります。ネット差別の問題は決して人ごとではないのです。

性同一性障害者と人権

vol.
9

(財)世界人権問題研究センター客員研究員・立命館アジア太平洋大学教授 藥師寺 公夫)

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害者特例法)が今年(二〇〇四年七月一六日から施行されました。この法律によれば、性同一性障害者とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそ

れとは別の性別であるとの確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する人です。性同一性障害者と認定されるためには、必要な知識と経験をもつ二人以上の医師の診断が必要とされています。

性同一性障害は性別に関する心と身体の不一致から生じる障害で、他の点では健常者と変わりません。性同一性障害

性同一性障害者が直面する問題には、戸籍や婚姻など法律制度に関するもののか、就労、住居など日常社会生活を送る上で生じるものがあります。二〇〇二年七月グッドワイン対英國事件判決で、ヨーロッパ人権裁判所は、性別適合手術後の性を法的に承認しないことや手術後の性に基づく婚姻を認めないことは私生活と家族生活の尊重を求めるヨー



ロッパ人権条約第八条と婚姻についての権利に関する第一二条の違反になると判示しました。日本の性同一性障害者特例法は、二〇歳以上で、現に婚姻していないし、子がいないなど一定の要件を満たす場合に家庭裁判所が性別取扱いの変更について審判し、性別の変更を認めるなどを定めました。

性別記載の必要性を個々に検討し、印鑑登録や投票案内から性別欄を廃止する自治体もでてきてています。

性同一性障害に対する社会的認識は国際的にも進んできていますが、例えば、職場での職種、服装、福利厚生など性別変更を受けた人又はその審判を受けようとしている人とどのように接するかなど、日常生活の中で性同一性障害者の人権問題について認識を深めることができます。

人権教育のための国連一〇年

vol.
10

(財)世界人権問題研究センター理事長・京都大学名誉教授 上田 正昭)

一九九四年の一二月、国連第四九回総会は、一九九五年から二〇〇四年までを「人権教育のための国連一〇年」とする

ことを決議し、その「行動計画」を決定しました。そして人権

教育を「あらゆる発達段階の人びと、あらゆる社会階層の人びとが、他の人びとの尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義しました。また、「人権という普遍的文化を構築するために行う、研修、普及、広報努力」の必要性を指摘しました。さらに「人権を守り、人権の

濫用を防ぐため行動することを奨励している点も軽視できません。

日本における成果としては、人権教育の重要性に関する認識が高まり、様々な分野で個別に取り組まれてきた人権教育が連携を深めて組織的・総合的に実践されるようになったことや、各方面での行動計画や推進体制、人権教育・人権啓発のセンターが次第に整備され、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や人権のまちづくり条例の制定などが注目されます。



しかし二〇〇一年一二月の時点での国連人権高等弁務官事務所の公表によりますと、国連加盟国一九一カ国の中で、「国連一〇年」に参加運動した国は八六カ国にとどまっています。国内では京都府をはじめとする都道府県が「行動計画」を策定してその具体化に努力してきましたが、六県では推進本部の設置や行動計画の策定はされておりません。京都府もその実践に取り組んできましたが、全国市町村のうちおよそ五分の一しか具体的な活動を開催していないのが現状です。国連では「人権教育のための世界プログラム」が検討されていますが、人権教育推進の輪を広げ、学校はもとよりのこと、家庭・職場・地域での活動を強化し、幼少の頃からの人権の基礎教育を前進させることが非常に重要です。